

工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、工事着手の 60 日前までに特定施設の設置届を行ってください。

なお、特定施設とは水質汚濁防止法施行令別表第 1 に掲げる施設です。

水質汚濁防止法に定める 特定施設の設置届出に係る手続きのフロー図

